

新 旧 対 照 表

新

旧

道志村漁業協同組合内共第12号

第五種共同業権遊漁規則

第1条～第3条 略

(漁業の方法等)

第3条 略

2 遊漁者は、調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具、漁法により、ウ欄の区域内でエ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期 間
あゆ	竿釣の内友釣	全 域 但し道志川溪流 フィッシング センターを除く	<u>解禁日から10月31日</u> <u>まで</u>

3 略

4 第1項の規定にかかわらず道志川支流のうち、櫛沢・室久保川・道坂川・御正体沢（坂の沢・桐久保沢）にあつては遊漁をしてはならない。

道志村漁業協同組合内共第12号

第五種共同業権遊漁規則

第1条～第3条 略

(漁業の方法等)

第3条 略

2 遊漁者は、調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具、漁法により、ウ欄の区域内でエ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 漁業の方法	ウ 区域	エ 期 間
あゆ	竿釣りの内友釣	全 域 但し道志川溪流 フィッシング センターを除く	<u>解禁日から10月15日</u> <u>まで</u>

3 略

4 第1項の規定にかかわらず道志川支流のうち、櫛沢・室久保川・道坂川・御正体沢（坂の沢・桐久保沢）にあつては遊漁をしてはならない。